

前回廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）に対する委員意見の概要

1. 背景と経緯（P. 1）

「これまで累次の廃棄物処理法改正を行ってきたが積み残し事項があり、その補充対応のための見直し」という側面がかなりあると思う。良いことであるし、やらねばならないので、そうした観点を経緯として盛り込むべき。（大塚委員）

2. 基本的視点

【地域とのリスクコミュニケーション】（P. 2）

「地域とのリスクコミュニケーション」の面を基本的視点に盛り込むべき。（辰巳委員）

【低炭素社会との統合】（P. 2）

「3. 制度見直しの主な論点」との整合を図るため、「(1) 適正な循環的利用の推進」は循環法との整理に終わっているので、基本的視点の一つに「低炭素社会への統合的展開」を加えるべき。（酒井委員）

「低炭素社会との統合」は、入れるならば、循環的利用と密接に関係するので「(1) 適正な循環的利用の推進」で読めるようなお書き等で加筆するべき。（大塚委員）

【排出事業者責任】（P. 4）

排出事業者責任について、自ら処理は排出抑制のインセンティブの側面があることから、自ら処理の規制強化によりインセンティブが失われぬよう留意すべきであり、委託処理とは異なる仕組みとすべき。（進藤委員）

排出事業者責任等を一律に強化することが循環型社会の形成の妨げになることを懸念。また、排出事業者が廃棄物の適正処理について関心・意識が低いと誤認され得る表現を修正すること。（吉川委員）

3. 制度見直しの主な論点

(1) 排出事業者責任の強化・徹底 見直しの方向性

(ア) 適正な自ら処理の確保

【帳簿の作成及び保存】（P. 4）

何か問題があった時に立入検査をしても帳簿もマニフェストもなければ、どういう処理だったかわからないため、できるだけ負担のない方法で、帳簿の作成・保存は必要。（大塚委員）

帳簿の作成及び保存が求められる自ら処理を行う排出事業者について、処理の定義を明確にするとともに、帳簿に記載する内容を明確にすること。（塚田委員）

適正な自ら処理により最終処分量削減に努めている事業者に対し、多大な負担を課すことになる新たな帳簿の作成・保存制度は創設すべきでない（吉川委員）

製造事業者が自ら処理により廃棄物の排出抑制と最終処分量削減に成果を上げてきた活動を阻害するような規制は実施すべきでない。（進藤委員）

【保管場所の届出制等】(P . 4)

事業所間での移動による再利用を阻害するため、排出事業者自らが排出事業所から廃棄物を搬出して保管する際の届出制は不要である。(吉川委員)

(イ) 適正な委託処理の確保

【マニフェスト制度】(P . 5)

マニフェスト交付の履行状況を点検・確認し、マニフェスト交付を徹底すべき。紙マニフェストの得失及び完成度を踏まえ、現行の電子マニフェストシステムを使用者にとって使い勝手のよいものに改善を図るべき。(谷口委員)

IT技術の進展により、電子マニフェスト導入の費用負担は我々の予測以上に低いのでは。実際に費用を見積もって欲しい。(新美委員)

【委託処理の実地確認】(P . 5)

鉄鋼業界では、多くの企業が年一回以上の頻度で委託先の現地調査を自主的に行っているが、調査権限があるわけではないため、限界がある。更に、全ての委託先を望ましい頻度で実地確認することは現実的でなく、内部事情までの確認といった実効性の上がる効果は期待できない。自主的な現地訪問に加え、委託契約時にも委託先の確認は可能。許可業者の規制強化対策を総合的に評価して、実地調査を実施すべきか判断いただきたい(進藤委員)

委託した処理の状況とは具体的にどのような情報を意味するのか明確にすべきである。個人事業主まで含めた全ての排出事業者に義務付けることは社会全体からみて極めて非効率な制度となる。中間処理業者の情報開示により確認することが現実的。処分業者に情報提供・公開等を義務付け、排出事業者が開示情報により処理の確認ができる体制を整えるべき。(塚田委員)

排出事業者による委託先での処理状況の定期的な実地確認は、負担の大きさに比べて効果は薄く、導入すべきではない。(吉川委員)

実地確認における処理の状況及び情報について、具体的かつ限定的に記述すべき。(谷口委員)

定期的な実地確認を行うことは負担が大きいと思うが、情報をきちんと聴取するというのは全数あってしかるべき。情報を見て自分たちの排出したものがどうなっているかというのは少なくとも把握しておくべき。(新美委員)

定期的な実地確認は、廃棄物のライフサイクル管理という意味では相当重要な行為であり、有効性を認識すべき。どこに出すかを実際に目で確認せずに委託する行為自体を今後は戒めるべきであり、「定期的」なところ、あるいは「全数」という要件を過大な負担にならないよう配慮することは結構だが、少なくとも、処理業者との委託契約時には実地確認すべき。(酒井委員)

実地確認は、委託契約上問題ないのに、現地に行ってみると問題が発生しているということがあり、必要性としては非常に高い。ただし、負担のない形として中小企業等への配慮を検討すべき。(大塚委員)

事業者がきちんとライフサイクルを確認しているかは消費者にとっても重要な視点であり、当然ながら実地確認は行うべき。優良な事業者にとって負担になるのも分かるが、排出事業者の責任で悪質か優良か選別して行ってほしい。その大きな判断材料となるものがコストで、あまりに安い処理費用であればおかしいとするべき。優良な事業者を選択する際にも適正な価格が判断することとできないか。(辰巳委員)

【不適正処理若しくは異常等が発生した又は行政処分を受けた受託者による排出事業者への連絡】
(P . 5)

不適正処理が発生し行政処分を受けた等の受託者に排出事業者へ速やかに連絡させること自体は賛成だが、実際にするか疑問。当該条項が遵守されているか行政が確認し、していない場合は、行政が連絡を行うべき。(杉山委員)

排出事業者へ連絡する受託者は、搬入停止等が必要な受託者とすべき。(谷口委員)

(ウ) 排出事業者の明確化 (P . 5)

建設系産業廃棄物について、一般に建設工事においては排出事業者が特定できないことはないが、小規模工事や、リフォーム等においては困難な場合がある。その場合にどういう整理になるかは具体的に詰めるべき。(塚田委員)

建設系産業廃棄物の排出事業者を「元請事業者」と明記するようお願いする。(谷口委員)

(2) 廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進

現状と課題 (P . 6)

「不適合と判断される場合には迅速に対処することが極めて重要」とあるが、そもそも不適合か適合かの区分が分からない場合があり、新たなシステムが必要ではないか。(脊戸委員)

見直しの方向性

(ア) 許可基準の明確化及び合理化 (P . 6)

欠格要件を一次連鎖で止める措置に限定することに賛成。廃棄物処理法以外の環境法令違反についても対応を引き続き検討してほしい。(進藤委員)

無限連鎖の防止を盛り込んだことを評価したい。(平田説明員)

許可取り消しの一部裁量化や施設設置許可における欠格要件の廃止などを引き続き検討すべきである。(吉川委員)

欠格要件に該当した場合の5年の期間について、悪質業者の場合は更に長くするべきではないか。(脊戸委員)

(イ) 処理基準の適正化 (P . 6 ~ 7)

生活環境保全上の支障は保管方法に起因するものであり、中間処理を行った者が中間処理後の廃棄物を保管する際には、保管期間、保管数量の基準を適用すべきではない。(吉川委員 (書面意見))

リサイクルを目的に行われる中間処理は、中間処理後廃棄物を最終処分する行為とは異なっており、中間処理後物に廃棄物保管基準を当てはめることは、リサイクルを進めるに当たって大きな混乱をもたらす懸念があり、中間処理によるリサイクルを阻害することが無いよう慎重に検討すべき。(進藤委員)

保管期間・保管数量の基準は、現在問題が生じているもの及びそのおそれが大きいものに限定すべき。(谷口委員)

リサイクルを阻害しない配慮として、例えば100%近くリサイクルを達成している品目は除外するなどメリハリを付けて欲しい。(塚田委員)

コンクリートがらや木くず等は、一度に大量に発生・利用されること、発生量及び時期の変動が大きいことから、製品化されたものが販売又は利用されるまでの保管に保管期間・保管数量に係る処理基準を適用することはリサイクルの妨げになる。(塚田委員)

(ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化 (P. 7)

許可主体と取締主体が異なるのは、法的に相当技巧を凝らす必要があり、同一にする方が法的には素直。(新美委員)

許可するところは取り締まるところと同じにしておかないと、実際、その行政が監督をする上で非常に不都合が出てくるので、そこを軸にするのが最も重要な点。政令市ではなく都道府県が許可する案が、一番環境関係では問題が生じにくい現実的な案。(大塚委員)

産業廃棄物収集運搬業務は、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可することとし、収集運搬業務の効率化を可能とすべき。(吉川委員)

全国一本の許可として業務・行政事務の効率化を図るべき。このとき、主たる事務所所在地を管轄する都道府県が許可するか、都道府県が受け付け(必要に応じ審査)国が許可するかは、国と自治体の行政制度のあり方から判断すべき。ただし、積替保管施設は立入等を厳しく行うべきであるため、管轄自治体の許可又は受付(審査)とするべき。(塚田委員)

「B: 許可主体と取締主体が同じ案」の「政令市ではなく、都道府県が許可することとする案」を基本に、「現に取得している許可証の提示をもって審査を実質不要とする案」を組み合わせるのが望ましい。(谷口委員)

収集運搬車両に係る規制の合理化及び業の許可に係る電子化を行うべきとの記述を追加すべき。(谷口委員)

(エ) 許可業者が行政処分等を受けた場合の対応 (P. 7)

排出事業者へ連絡する受託者は、営業停止等が必要な受託者に限定するとともに、行政処分の情報を都道府県も委託者に連絡すべき。(谷口委員)

(オ) 産業廃棄物処理業者の優良化 (P. 7~8)

優良性の認定を受けるには、コストが明らかに安すぎれば選択しない等、適正価格の判断について盛り込んで欲しい。(辰巳委員)

優良性認定業者が適正な処理を低コストで行うことを我々は求めている。高コスト=適正処理の図式で捉えるのは難しいのではないか。(田中委員長)

優良な産業廃棄物処理業者に処理を委託することに対するメリットを与え、産廃処理業の優良化を促進するべきである。(吉川委員)

最終行に、「また、優良性認定事業者になることについてインセンティブを与えるため、排出事業者の実地確認について優良性認定事業者に委託した場合には、これを免除することが考えられる。」を追加すべき。(大塚委員)

優良な処理業者が選択されることを意図した仕組みとしては遵法性等の各基準への適合確認制度があるが、手続が煩さなこと、都道府県等による取組がまちまちであること、インセンティブにかけること等から、現在の枠組み自体も含めて抜本的に見直すこと。(谷口委員)

(3) 廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備

見直しの方向性

(ア) 安定型最終処分場対策の強化 (P. 9)

「安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化」と「最終処分場における浸透水等のチェック機能の強化」を今後の検討課題として並列的に扱うこと。(谷口委員)

(イ) 廃棄物処理施設の設置手続・稼働状況の透明化 (P. 9)

申請者の見解を明らかにする仕組みは地方ルール手続の中で既に行われており、新たに法で義務付けることは申請者に二重負担を課し手続を遅延させるだけのものであり、削除願いたい。また、施設許可の更新制は過大な手続・確認を排除しがたいことから削除願いたい。(谷口委員)

更新手続きの制度如何によっては安易な施設許可の取り消しにもつながりかねない施設許可の更新制度は導入すべきではない。(吉川委員)

(ウ) 異常が生じた廃棄物処理施設への対応 (P. 10)

ここでいう「異常」と対処について、水濁法等との関係を整理すべき。(大塚委員(書面意見))
維持管理計画に記載することが必要な異常事態を、あらかじめ一定程度定めるべきである。(吉川委員)

維持管理計画への記載は、講じる必要がある内容が具体的に特定できる場合に限定すべき。(谷口委員)

(エ) 設置者が不在となった廃棄物最終処分場対策 (P. 10)

施設設置者「等」で想定している破算管財人が基準に従い継続的な管理を行うことが可能か、若干疑問。(大塚委員)

(オ) 廃棄物最終処分場の施設整備 (P. 10)

最終処分場の施設整備については、公共関与による民業圧迫、赤字経営等が発生しないよう、どのような場合に公共関与が必要となるのか、公共関与の方向性を具体的に盛り込むべき。(杉山委員)

(4) 不法投棄等の対策の強化・徹底

見直しの方向性

(ア) 行政処分の強化 (P. 11)

措置命令の対象を拡充した場合、改善命令との関係はどうなるか。(大塚委員)

(ウ) 残存事案への対応 (P. 12)

産業廃棄物適正処理推進基金に係る議論の方向性が明らかになるまで意見を留保。(谷口委員)

産業廃棄物適正処理推進基金のあり方については、「原状回復に関する基金のあり方懇談会」の検討に任せるべきである。(吉川委員、塚田委員)

産業廃棄物適正処理推進基金について、「検討が進められているところであるが」との表現があるが、後文との接続を「ところであり」としていただきたい。(平田説明員)

(6) 排出抑制と循環的利用の推進・徹底

見直しの方向性

(ア) 多量排出事業者処理計画制度の充実 (P. 13~14)

【多量排出事業者処理計画制度】

排出抑制を推進しているにも関わらず排出量が横ばいである状況を鑑みると、次の一手という意味で非常に大事な部分。多量排出事業者処理計画制度は、カバー率も半分以上で効率的であり、その充実が必要。データの電子化、その公開としてのネット活用は今の世の中使えるはずなので進めつつ、極力早い時期に全排出事業者を制度対象とするよう展開していくという方向性にもじませるべき。(酒井委員)

まずは、多量排出事業者処理計画制度は、これまでにどのような効果があったのか具体的に明らかにすべきである。委託先での再生利用による減量取組を計画に記載することに効果があるとは思えない。また、報告内容、様式等の統一化による事務手続の簡素化を進めるべき。また、最終処分量削減努力に対する評価がないままでインターネット公表は行うべきではない。なお PCB 汚染物等の特別管理産業廃棄物のように一回限りの多量排出事業者は提出を免除することも検討するべき。(吉川委員)

計画制度の有効性を具体的に示すべき。建設業は受注産業であること、有期・一過性の事業場が多数存在するため、都道府県等の単位で計画を作成することに意味があるとは考えられない。また、全社分の計画、実績(実績については都道府県別の細分化も可能。)を提出できる仕組みを検討するべき。また、報告内容、様式の統一化も重要。(塚田委員)

【排出量の集計】

廃棄物の関連統計情報の把握の迅速化と電子化の推進を今後の目標として掲げてほしい。温暖化のインベントリでも統計情報の迅速化が強く求められている。(酒井委員)

(ウ) 広域認定制度等の充実 (P. 14)

製造事業者等による DfE の促進については、発生抑制同様、自主的取組であるべきで、広域認定制度の中での報告の義務化は必要ない。(吉川委員)

企業秘密の部分もあるだろうが、DfE を社会に積極的に PR することは排出事業者にもメリットがある。(大塚委員)

広域認定制度において、収集運搬業許可業者による運搬が認められないと聞いているが、許可業者による運搬も認めるべきである。また、広域認定取得業者の活用実績の公開等を推進すべき。(塚田委員)

(7) 地方自治体の運用

現状と課題 (P. 16)

「他人の不要物を自区内で処理することに対する忌避感」「都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたことから生ずる産業廃棄物の処理に対する不信感」とあるが、廃棄物処理全体に対する忌避感不信感へ対応するための方策の一つとして、流入規制や住民同意を行ってきたところであり、廃棄物処理全体への不信感とするのが適切ではないか。(脊戸委員)

忌避感や処理に対する住民の不信感は、法的効果を伴わない行政指導を繰り返す等、不適正処理を

許容する行政に対する側面が強いのが現状。(和田委員)

見直しの方向性

(ア) 住民同意・流入規制 (P. 16~17)

問題意識には同意するが、見直しの方向性はその問題を解決するものとなっていないため全面修正すべき。多くの地方ルールは、それぞれの地域において切実な目的を持ってつくられてきたものであり、また、単に国の機関としての法執行ではなく地方事務となっている以上、外形的に地方ルールが全ておかしいと決めつけることはできないし、すべきでなく、一朝一夕に解消することは困難であるが、地方ルールの内容・運用実態について定期的に把握・評価し、公開性・透明性のもとで地方公共団体とのコミュニケーションを重ねることにより、地方ルールによりもたらされる副作用の軽減・緩和に向けて努力することが必要。(谷口委員)

処理施設に対する周辺住民の嫌悪感、不信感が根強い現状を考えれば、流入規制措置を撤廃又は緩和していくためには、地方自治体の果たす役割に期待するしかなく、必要に応じて、企業は協力していくこととすべきである。(吉川委員)

(イ) 許可手続に要する書類 (P. 17)

「なお、同様なことは、マニフェスト交付状況報告書についてもいえる。」を追加すべき。(大塚委員)

電子申請手続については、導入の工程を明確にされたい。(谷口委員)

(8) 廃棄物の輸出入

見直しの方向性

(ア) 廃棄物の輸入 (P. 18)

最終行で「輸入許可申請を可能とするべき」を「輸入を可能とするべき」に修正すべき。(大塚委員)

(9) 低炭素社会との統合

見直しの方向性 (P. 20)

【効率性の観点について】

廃棄物・リサイクル分野における温暖化対策は、廃プラスチック等の有効利用等、利用効率の高い施策を優先すべき。(進藤委員)

熱ロス、採算の面が課題と承知。市場拡大措置よりも、むしろ熱回収エネルギーを地域還元する方が現実的ではないか。少し尻つぼみになっているが、地域冷暖房計画のように地域熱供給計画のようなものを作り焼却施設の近くの一定地域に温水や熱水を供給していく等が考えられる。(新美委員)